



## 家賃支援給付金の概要

### 事業継続を下支えする制度

コロナの終息が残念ながらなかなか見えてきません。経済活動の再開との兼ね合いで、経営者は非常にシビアな選択を迫られています。

定額給付金や持続化給付金など、経済支援策が次々と打たれていますが、家賃支援給付金もそのひとつです。コロナで売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするためのものであり、この趣旨に沿う下記の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

#### 要件① 資本金 10 億円未満の法人、個人事業者等

→会社だけでなく個人事業主も対象です。法人には医療法人、社会福祉法人など幅広く対象に含まれます。2019年12月31日以前から事業収入があり、今後も事業を継続する意思があることも必要です

#### 要件② (2020年) 5月～12月の売上高について

- 1か月で前年同月比50%以上減少
  - 連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少
- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、どちらかを満たすこと  
(売上減少がコロナの影響でないことが明らかにもかかわらず偽って給付を受けると、「不正受給として厳しく対応する」と明記されています)

#### 要件③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

### 支給される金額は？

上記の要件をすべて満たしオンライン申請すると、法人の場合は**最大600万円**、個人事業者の場合は**最大300万円**が一括支給されることとされています。

具体的な算定方法は、『申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍』となります。やや複雑ですが、ざっくりといえば支払賃料の一部が6か月分補償してもらえるイメージです。

### 【給付額の算定方法】

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

（経産省「家賃支援給付金に関するお知らせ」より）

たとえば、家賃月額30万円支払っている法人・個人事業者の場合、月額20万円の給付額となり、その6倍である120万円が給付額となります。

### 申請の時期は？

申請受付開始2020年7月14日～申請期限2021年1月15日までの間、いつでも申請できるとされています。

ただし、給付額は申請時の直近1か月における支払賃料に基づき算定されることとされています。ご厚意で家賃減免の取り扱いをしてくれる賃貸人もいますから、申請タイミングによっては給付金の金額が異なってくる場合も考えられます。

### その他の注意点

申請に必要な書類としては、賃貸借契約書、申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（振込明細等）、売上減少を証明する書類（売上台帳等）、確定申告書の控えや口座情報書類、自署の宣誓書などがあります。

また、家賃の対象範囲ですが、駐車場などの借地の賃料や、管理費や共益費も一定の場合には含まれることとされています。ただし、転貸取引や親族間取引、親子会社間の取引などは対象外となります。

その他細かい注意点はありますが、事業継続には非常に大きく、ありがたい制度です。もちろん、石島会計では申請のお手伝いしてまいりますので、不安なときはぜひご相談ください。

（文章 石島慎二郎）

#### 《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事務所対応について》

石島公認会計士事務所においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅勤務及び時差出勤等の対策を行っております。

依然としてソーシャルディスタンスの要請があることから、当該対策をしばらく継続することといたしますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。